

資料編

田辺市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 田辺市における子どもの読書活動の推進を図るため、田辺市子ども読書活動推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 懇話会は、田辺市内の子どもの読書活動を推進していくための、施策・活動のあり方を含め、「基本的な計画」の策定について必要な事項を審議し、その結果について教育委員会に報告するものとする。

(組 織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、子どもの読書活動推進に関しすぐれた見識を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の庶務は、市立図書館に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

田辺市子ども読書活動推進懇話会委員名簿

(任期：平成21年8月1日～平成22年3月31日)

委員名	所 属
会長 二葉 昌彦	田辺市公民館連絡協議会
副会長 高垣 恵子	田辺市幼稚園園長会
竹邊 礼子	田辺市小中学校校長会
川口 節子	田辺市学校図書館研究会
木下 郁子	田辺市教育研究所
中元 真理子	田辺市保育所所長会
宮崎 貴子	県立神島高等学校
竹邊 敦子	ひまわり 中辺路
早田 貴子	ぽかぽかサークル
柏木 多美男	田辺市立図書館協議会

田辺市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

玉井 朋子	学校教育課指導係指導主事
山崎 郁代	子育て推進課保育係指導主事
三栖 隆成	生涯学習課公民館係係長
松原 淳	田辺市立図書館館長
太田 雄司	田辺市立図書館次長
仲 道子	田辺市立図書館司書係係長
志波 達也	田辺市立図書館司書係主査

教育関係公共施設

名 称	郵便番号	所在地	電話
【保育所】			
田辺市立 牟婁 保育所	646-0054	江川1 6-1	0739-22-3020
// みどり 保育所	0038	末広町7-2 2	22-3246
// もとまち保育所	0050	天神崎3-2 8	24-6062
// はやざと保育所	0056	芳養町1 7 7 4-9	25-0263
// まろみ 保育所	0003	中万呂6	24-0003
// 稲 成 保育所	0051	稲成町7 0 1-2 2	24-4570
// 日 向 保育所	0101	上芳養9 9 2-1	37-0014
// 秋津川 保育所	0102	秋津川6 3 9	36-0243
// 湯ノ又 保育園	645-0524	龍神村湯ノ又2 0 0-3	79-0120
// 東 保育園	645-0414	龍神村東1 9 3	78-0399
// 柳 瀬 保育園	645-0417	龍神村柳瀬1 8-4	77-0914
// 甲斐ノ川保育園	645-0302	龍神村甲斐ノ川4 4 3	77-0364
// くりすがわ保育園	646-1421	中辺路町栗栖川 483-1	64-0113
// ちかの 保育園	1402	中辺路町近露1 1 8 1	65-0204
// あゆかわ保育園	1101	鮎川2 5 9 6-1	48-0153
// とみさと保育園	1213	下川下9 6 9-4	63-0517
// ひまわり保育園	647-1741	本宮町大居3 3 6 8	0735-43-0213
// たんぼぼ保育園	647-1704	本宮町耳打4 9 0	0735-42-0323
【幼稚園】			
田辺市立 新 庄 幼稚園	646-0011	新庄町1 4 3 7	0739-22-3826
// 三 栖 幼稚園	0215	中三栖1 4 7-5	34-0104
// 上秋津 幼稚園	0001	上秋津4 5 2 4-4	35-0330
// 中芳養 幼稚園	0057	中芳養1 8 7 0-1	24-0510
【小学校】			
田辺市立 田辺第一小学校	646-0036	上屋敷一丁目2-1	0739-22-5135
// 田辺第二小学校	0031	湊5 6 2	22-6427
// 田辺第三小学校	0061	上の山二丁目6-1 0	22-0466
// 芳 養 小学校	0063	芳養松原二丁目1 8-3 6	22-1422
// 大 坊 小学校	0056	芳養町3 9 4 4	22-2504
// 稲 成 小学校	0051	稲成町7 8 0	22-0682
// 会 津 小学校	0004	下万呂5 9-1	22-1164
// 新 庄 小学校	0011	新庄町2 3 0 0	22-1604
// 新庄第二小学校	0011	新庄町3 1 9 3	22-1644
// 三 栖 小学校	0215	中三栖2 0 9 5	34-0004
// 長 野 小学校	0213	長野6 4 1	34-0034

//	伏菟野 小学校	0211	伏菟野110	36-0044
//	上秋津 小学校	0001	上秋津2196-1	35-0014
//	秋津川 小学校	0102	秋津川683	36-0351
//	上芳養 小学校	0101	上芳養3334	37-0224
//	中芳養 小学校	0057	中芳養1815	22-3876
//	田辺東部小学校	0013	南新万28-1	25-2580
//	龍 神 小学校	645-0524	龍神村湯ノ又68	79-0255
//	上山路 小学校	645-0414	龍神村東528	78-0011
//	中山路 小学校	645-0417	龍神村柳瀬1086-1	78-0044
//	咲 楽 小学校	645-0301	龍神村福井1024	77-0015
//	栗栖川 小学校	646-1421	中辺路町栗栖川78	64-0241
//	二 川 小学校	1417	中辺路町川合1451	64-0069
//	近 野 小学校	1402	中辺路町近露1061	65-0040
//	鮎 川 小学校	1101	鮎川2580-1	48-0314
//	三 川 小学校	1338	合川439-1	62-0032
//	富 里 小学校	1213	下川下826-1	63-0173
//	三 里 小学校	647-1743	本宮町伏拝966	0735-43-0004
//	本 宮 小学校	647-1704	本宮町耳打499	0735-42-0028
【中学校】				
田辺市立	東 陽 中学校	646-0025	神子浜一丁目4-66	0739-22-6149
//	明 洋 中学校	0058	目良4-1	22-5410
//	高 雄 中学校	0031	湊1372-4	22-5315
//	新 庄 中学校	0011	新庄町2266-2	22-1643
//	衣 笠 中学校	0215	中三栖147-1	34-0014
//	長 野 中学校	0213	長野1401	34-0024
//	上秋津 中学校	0001	上秋津2263-2	35-0204
//	秋津川 中学校	0102	秋津川652-1	36-0006
//	上芳養 中学校	0101	上芳養1483	37-0214
//	中芳養 中学校	0057	中芳養273-2	22-3875
//	龍 神 中学校	645-0416	龍神村安井1048-1	78-0014
//	中辺路 中学校	646-1421	中辺路町栗栖川474-1	64-0243
//	近 野 中学校	1402	中辺路町近露24-10	65-0004
//	大 塔 中学校	1101	鮎川2588-2	48-0324
//	本 宮 中学校	647-1731	本宮町本宮730	0735-42-0273
//	三 里 中学校	647-1741	本宮町大居1651	0735-43-0014
和歌山県立	田辺 中学校	646-0024	学園1-71	0739-22-1880
【高校】				
和歌山県立南部高等学校	龍神分校	645-0416	龍神村安井469	0739-78-0155
//	田辺高等学校	646-0024	学園1-71	22-1880

// 田辺工業高等学校	0021	あけぼの51-1	22-3983
// 神島高等学校	0023	文里二丁目33-12	22-2550
// 南紀高等学校	0024	学園1-88	22-3776
【児童館】			
田辺市立 芳養児童センター	646-0056	芳養町1725-28	0739-24-5485
田辺市立 末広 児童館	0038	末広町15-33	23-1892
田辺市立 天神 児童館	0050	天神崎17-24	24-5323
【公民館】			
田辺市中央公民館	646-0031	湊1619-8	0739-26-4925
// 東部公民館	0025	神子浜一丁目4-66	25-0360
// 中部公民館	0036	上屋敷一丁目2-1	22-0009
// 西部公民館	0050	天神崎11-19	26-4925 (中央公民館)
// 南部公民館	0038	末広町11-3	25-0360 (東部公民館)
// 芳養公民館	0056	芳養松原一丁目15-8	22-1429
// 稻成公民館	0051	稻成町823	26-4925 (中央公民館)
// 秋津公民館	0005	秋津町227-30	26-4925 (中央公民館)
// 万呂公民館	0003	中万呂46-3	25-1554
// 新庄公民館	0011	新庄町2031-3	22-1606
// 三栖公民館	0215	中三栖805	34-0022
// 長野公民館	0213	長野1146-2	34-0022 (三栖公民館)
// 上秋津公民館	0001	上秋津2083-1	35-1022
// 秋津川公民館	0102	秋津川668-1	36-0001
// 上芳養公民館	0101	上芳養3165	37-0001
// 中芳養公民館	0057	中芳養1904	22-1423
// ひがし公民館	0013	南新万28-1	22-2088
// 龍神公民館	645-0416	龍神村安井1048-6	78-0301
// 中辺路公民館	646-1421	中辺路町栗栖川402-1	64-0504
// 大塔公民館	646-1101	鮎川2567-1	48-0212
// 本宮公民館	647-1731	本宮町本宮219	0735-42-1164
【図書館】			
田辺市立図書館	646-0036	上屋敷二丁目3-43	0739-22-0697
田辺市立図書館 龍神分室	645-0416	龍神村安井1048-6 龍神市民センター内	78-0301
// 中辺路分室	646-1421	中辺路町栗栖川402-1	64-0504

//	大塔分室	646-1101	中辺路コミュニティセンター内 鮎川2567-1 大塔行政局内	48-0212
//	本宮分室	647-1731	本宮町本宮219 本宮行政局内	0735-42-1164

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を統合かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動推進に関する施策についての計画（以下「都道府県の子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※平成13年12月12日公布・施行

田辺市子ども読書活動推進計画（第二次）

平成 22 年 3 月発行

発 行：田辺市教育委員会

事務局：田辺市立図書館

イラスト：入口 曜子